

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人安岐の郷（以下「この法人」という。）の定款21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業者の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。

- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員等の報酬月額は別表第1「常勤役員報酬月額」のとおりとし、役員のうち各々の理事の報酬月額は別表第1「常勤役員報酬月額」のうちから、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表第1「常勤役員報酬月額」のうちから、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

3 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員報酬」に定める定額とする。

4 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表3「常勤役員賞与」のとおりとし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。

5 常勤理事に対する退職手当は、別表第4「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

6 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

7 各評議員の報酬等は、定款8条に定める金額の範囲内において別表第1に基づき支払うものとする。ただし、評議員会出席等については、別表第5による。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月末に支払うものとする。ただし、非常勤役員にあつては、理事会等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人名義の大分銀行口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年3月9日全部改正、平成29年4月1日より適用する。
2. 平成15年8月1日施行の社会福祉法人安岐の郷役員報酬規定は廃止する。

別表第1 常勤役員の報酬月額は以下のとおりとする。ただし、施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等（日額）	30,000円	
業務執行理事業務報酬等（日額）	25,000円	
理事及び評議員業務報酬等（日額）	15,000円	
監事業務報酬等（日額）	25,000円	

別表第2 非常勤役員の報酬は、理事会出席等、必要の都度謝金として一律5,000円とする。

別表第3 常勤役員の賞与は、基準日在職の常勤役員の報酬月額に係数を算定して支給する。

別表第4 常勤役員退職手当は、以下のとおりとする。

$$\text{報酬月額} \times \text{在職月数} \times \text{係数}$$

別表第5 評議員の報酬は、評議員会出席等の都度、謝金として一律5,000円を支給する。

別表第6 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	10,000円	10,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。